

## 横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会 選定結果報告書

知的障害者生活介護型施設横浜市つたのは学園の指定管理者の選定を行いましたので、以下のとおり選定結果を報告します。

### 1 横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会委員

委員長 沼尾 雅徳（弁護士）  
委員 大溝 茂（桜美林大学健康福祉学群教授）  
金井 英孝（横浜市緑区福祉保健センター長）  
芳賀 宏江（横浜市健康福祉局副局長）  
矢部 美智子（横浜市つたのは学園家族会代表）

### 2 選定経過

時 期	経 過
平成19年11月29日	第1回選定委員会開催 （選定基準、選定スケジュール等の決定、募集要項等の確認）
平成19年12月17日 ～平成20年1月25日	募集要項配布 （ホームページ等による募集要項、業務の基準の配布）
平成19年12月25日	公募説明会開催 （12月26日～平成20年1月9日質問の受付、1月15日回答）
平成20年1月22日 ～1月25日	応募受付（4団体） （指定申請書ほか応募書類一式の受付）
平成20年2月5日	第2回選定委員会開催 （公開ヒアリング（応募団体プレゼンテーション、質疑応答）の実施）
平成20年2月13日	第3回選定委員会開催 （審査、指定管理者の選定）

### 3 選定結果

(1) 指定管理者選定団体  
社会福祉法人偕恵園

#### (2) 審査結果

応募団体（4団体）について、応募資格の確認を行った上で、応募書類の審査及び

ヒアリングを実施し、選定基準に基づく採点を行いました。

その結果、選定基準の選定方法 1～3 に基づき、社会福祉法人偕恵園が順位点 7 点で第 1 位となりました。なお、審査項目及び配点、並びに選定基準に基づく当該団体の採点結果等については別紙のとおりです。

(3) 審査総評

団体名	評価項目及び指摘事項
社会福祉法人ほどがや	<p>地域活動ホーム単体の法人であるため、つたのは学園を運営するにあたっての実績にやや不安が残りました。</p> <p>設立から日が浅い法人であるため、今後の事業展開に期待します。</p>
社会福祉法人和枝福社会	<p>事業計画について、当該法人が同地域で運営する事業所の実績やノウハウが活かされていましたが、つたのは学園の歴史や理念を受継ぐという視点が欠けていました。</p> <p>また、ヒアリングにおいて、指定管理者の応募にあたっての熱意や積極性があまり感じられませんでした。</p>
社会福祉法人偕恵園	<p>知的障害者入所更生施設、グループホーム等の運営実績や、つたのは学園と同じく市民利用施設との複合施設で事業所を運営している経験から、法人の持つノウハウを活かした運営が期待される点を評価しました。</p> <p>また、提案内容からは、つたのは学園利用者や保護者のニーズに添えていこうとする熱意がうかがえました。運営開始に向けて、引続き、利用者や保護者のニーズの把握や、適切な対応をお願いしたいと考えます。</p>
社会福祉法人県央福社会	<p>つたのは学園利用者や保護者のニーズに添えていこうとする熱意や積極性は感じられましたが、当該法人は、開所を控える事業所が複数ある中で、人材確保の面がやや危惧されました。組織の大きい法人であるため、横浜という地域に密着した今後の事業展開を期待します。</p>

(応募受付順)

選定基準に基づく採点結果

団体名：社会福祉法人偕恵園

順位点：7点（第1位） 下記の選定方法1～3参照

審査項目	配点	評価内容	配点内訳	採点 (各委員平均)	係数	採点結果 (採点×係数)
<b>1 法人の状況について</b>	<b>60</b>					<b>37.8</b>
(1) 財務状況	10	財務状況は良好か。	5	3.8	×1.0	3.8
		法人税等の滞納はないか。	5	3.4	×1.0	3.4
(2) 職員育成	12	人権に関する研修を実施しているか。	4	3.2	×0.8	2.6
		専門性等の向上のための研修を実施しているか。	4	3.4	×0.8	2.7
		研修計画の内容は適切であるか。	4	3.6	×0.8	2.9
(3) 監査結果等	18	重大な指摘事項や是正を怠っている事項はないか。	5	3.2	×1.0	3.2
		福祉サービス第三者評価の結果は良好か。 第三者評価を受審していない場合は0点	5	0.0	×1.0	0.0
		障害者雇用の取組状況は良好か。	4	2.2	×0.8	1.8
		職員の定着は良好か。	4	3.6	×0.8	2.9
(4) 知的障害者を対象とした生活介護事業等の運営実績	20	現在運営している知的障害者を対象とした生活介護事業等があるか。	5	5.0	×1.0	5.0
		運営している生活介護事業等の運営実績は良好か。 運営している施設がない場合は0点	10	6.4	×1.0	6.4
		利用者の権利擁護の取組内容は適切か。	5	6.2	×0.5	3.1
<b>2 事業計画について</b>	<b>120</b>					<b>69.1</b>
(1) 施設運営について	70	施設運営に関する基本的な考え方は適切か。	10	6.4	×1.0	6.4
		具体的な事業計画の内容は適切か。	10	6	×1.0	6.0
		職員配置の内容は適正か。	10	5.8	×1.0	5.8
		地域生活移行についての取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	6.2	×1.0	6.2
		地域の関係機関との連携等について、その取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	6	×1.0	6.0
		地域に根ざした施設づくりについての取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	6	×1.0	6.0
		相談支援等についての取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	5.8	×1.0	5.8
(2) 引継計画について	25	引継業務に携わる職員の職種及び人数は適切か。	5	5	×0.5	2.5
		計画の内容は、現在のサービス水準を維持できるものか。	10	5.6	×1.0	5.6
		計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	10	5.6	×1.0	5.6
(3) 自主事業について	25	利用者等のニーズを踏まえたものであるか。	5	5.4	×0.5	2.7
		具体的な事業計画の内容は適切か。	5	5.2	×0.5	2.6
		職員配置の内容は適正か	5	5.2	×0.5	2.6
		収支計画は適切か。	5	5.4	×0.5	2.7
		計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	5	5.2	×0.5	2.6
<b>3 収支計画について</b>	<b>60</b>					<b>37.5</b>
(1) 支出に関する計画	15	支出は少ないか。計画は実行性があり、適切か。	15	6.2	×1.5	9.3
(2) 収入に関する計画	15	収入は多いか。計画は実行性があり、適切か。	15	6.2	×1.5	9.3
(3) 人件費について	15	人件費の積算は適当か。	15	6.4	×1.5	9.6
(4) 事務事業費等について	15	事務事業費の積算は適当、かつ、むだがないか。	15	6.2	×1.5	9.3
<b>合計</b>	<b>240</b>		<b>240</b>			<b>144.4</b>

<選定方法>

- 1 選定委員会の各委員ごとに、この選定基準による採点を行い、得点の高い順に応募団体の順位をつけます。
- 2 1の結果に基づき、各委員の採点結果ごとに、1位の団体に1点、2位の団体に2点、3位の団体に3点、以下同様に得点をつけます。
- 3 2の得点を委員全員について集計し、最も得点の低かった団体を指定管理者に選定します。

応募団体が1団体であった場合の対応

選定委員会における評価・審議の結果、著しく低い評価となった場合は、指定管理者に選定しないこともあります。